

第6章

ともに考え行動するまちをつくる

第1節 行財政の健全化

第2節 住民参加・協働の推進

第3節 広域・地域間連携と交流の促進

第1節 行財政の健全化

現状と課題

本町は、合併後直ちに第1次、第2次行財政改革推進計画を策定し「小さな行政」を目指し行財政改革に取り組み、行財政のスリム化を図りました。しかしながら、今後においても、人口減少や更なる高齢化の進展などから、町の基幹収入である町税については、楽観できない状況が続くことが予想され、また、合併に伴う特例的な財政支援措置も平成27年度には終了することから財政状況はますます厳しさを増してくるものと思われます。更には、地域の自主性及び自立性を高める改革推進が図られるなど、地方自治体の自主裁量権は今後一層高まることになり、これまでのように他の自治体と横並びでは健全な行財政の運営は成り立たなくなり、歳入・歳出の両面にわたり、これまで以上に厳しい行財政運営が求められるという意味でも、大きな転換期を迎えています。

これまでの実績や課題を検証し、合理的な行政運営と効率的で健全な財政運営を推進していく必要があります。

基本方針

町の身の丈に見合った地方自治の確立と健全な財政運営を目指します。

施策

○推進体制の適正な運用

- ◆行財政改革推進本部を中心とし、全庁的に行財政改革の推進に取り組みます。
- ◆計画にもとづき、計画 (Plan) →実施 (Do) →検証 (Check) →見直し (Action) のサイクルにより進行管理を行い、行財政改革の計画的で継続的な推進を図ります。
- ◆懇談会やパブリックコメント等により町民の意向を把握し、計画に反映させるとともに、計画の内容や進捗状況・成果等を広報やホームページ等を通して、積極的に町民に公表します。

○行財政の健全化の推進

- ◆「那珂川町行財政改革推進計画」を策定（見直し）し、人事管理及び組織機構の見直し、施設の統廃合、事務事業の見直し等について目標を定め、健全な行財政を図ります。
- ◆広域行政事務組合及び定住自立圏における共同事務処理の充実を図ります。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
那珂川町行財政改革推進計画の策定(見直し)	1 計画	1 計画	1 計画

第2節 住民参加・協働の推進

現状と課題

町を構成する町民・団体・企業・行政などが、お互いの立場を認め合い、尊重し合いながら対等の立場で協力してまちの将来を考え、まちづくりを進めるといふ、「協働によるまちづくり」を推進すべく、町では、平成22年3月に「協働のまちづくり推進計画」を策定しました。この計画にもとづき、平成27年を目標年次として「やさしさとあたたかさ笑顔のある明るいまちづくり」を目指し推進してきました。

少子・高齢化、人口減少、インターネットの普及に代表される高度情報化、あるいは地方分権、町財政の悪化や町民ニーズの多様化、自然災害の影響など、町を取り巻く社会情勢は刻一刻と変化しています。これらの変化に対応するために、社会構造や町行政全般の変革が迫られています。

今後も、まちづくりの主役である町民一人ひとりが自立し支え合いながら、さまざまな場面で主体的に力を発揮できることが望まれ、町を構成する町民・団体・企業・行政などがそれぞれの特長を活かしながら協働し、多様化する町民ニーズに対応可能な行政運営に向けて、さらなる取り組みを推進する必要があります。協働体制を強化していくためにも、お互いの歩み寄りにより信頼関係をより深め、役割と責任を担い、積極的なまちづくりの参画が課題となっています。

基本方針

町民と行政による協働のまちづくりを進め、町民一人ひとりが、まちづくりの一員としてのやりがいを持つ地域社会の実現を目指します。

施策

○協働のまちづくりの推進

- ◆「協働のまちづくり推進計画」を策定（見直し）し、計画的に施策を推進します。

○協働のまちづくりを進めるための環境整備

- ◆協働のまちづくりに関する基本理念や地域住民と行政の果たすべき役割と責任を明らかにし、地域社会の課題を住民が自ら主体的に解決していくという住民自治を保障し、住民の力を活かした協働のまちづくりを行うための基

本的なルールを構築します。

- ◆協働を進めるにあたり、企画段階、計画段階、実行段階、評価段階のそれぞれの段階で町民の意向を行政施策に反映させるべく協働の原則を確立します。
- ◆集落生活圏を維持するための仕組みづくりを検討します。

○協働のまちづくりを進めるための意識改革

- ◆行政においては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域を運営する意識を大切にし、町民とパートナーシップでまちづくりを進めていく意識改革を図ります。
- ◆町民においては、「自分たちでできることは他人に依存せず、出来ないことを互いに補っていく」という意識改革を図り、1人でも多くの町民が身近なことからまちづくりに関わる機会を確立します。

○地域おこし協力隊の活動推進

- ◆地域おこし協力隊を委嘱し、協働によるまちづくりの推進を図ります。

指 標

成 果 指 標	基 準 (H27)	目 標 (H32)	長期目標 (H37)
協働のまちづくり推進計画の策定(見直し)	1計画	1計画	1計画
自治基本条例の制定	0条例	1条例	1条例
地域おこし協力隊の委嘱	4人	6人	6人



町政懇談会

第3節 広域・地域間連携と交流の促進

現状と課題

平成の大合併が終了した現在、市町村は新しい広域連携の時代に入りました。その新しい広域連携は、少子高齢化や人口減少が進む中で、如何に住民サービスを維持しつつ新しい行政ニーズに対応していくかという課題に対応するためのものであり、そのあり方は、これまでの一部事務組合の広域連携の蓄積の上に立ち、また、平成の大合併により変化した市町村の体制を踏まえて、地域ごとに市町村が必要に応じ、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施する必要があります。

本町においては、今後の少子高齢化、人口減少に対応するため、近隣市町・広域・姉妹友好都市等との連携や交流のもと、相互の長所をまちづくりに反映しながら、定住の促進及び町の活性化を図る必要があります。

基本方針

他市町村との連携・交流により町民サービスの向上と町の活性化を図ります。

施策

○広域・地域間連携の推進

- ◆連携市町のそれぞれの魅力を活用し、相互に役割分担し、連携・協力する圏域の構築を推進します。

○広域・地域間交流の促進

- ◆姉妹友好都市等との交流や連携を図り、活力ある地域振興を図ります。

指標

成果指標	基準 (H27)	目標 (H32)	長期目標 (H37)
定住自立圏の設置	2 自立圏	2 自立圏	2 自立圏